

答弁書第二号

内閣参質一一九第二号

平成二年十一月九日

内閣総理大臣 海部 俊 樹

参議院議長 土屋 義 彦 殿

参議院議員上田耕一郎君提出白内障の人工水晶体手術への保険適用等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上田耕一郎君提出白内障の人工水晶体手術への保険適用等に関する質問
に対する答弁書

一について

人工水晶体を用いたその埋め込み手術については、近年行われるようになってきたものであるが、これと同様の効果を有するものとして眼鏡やコンタクトレンズの装着があること等にかんがみ、現在のところ保険給付の対象とはしていない。

新しい医療技術等の保険給付上の取扱いについては、従来から、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえながら判断してきているところであり、今後とも、同協議会の議論を見守っていききたいと考えている。

二及び三について

白内障による視覚障害者については、国として都道府県等が行う更生医療における水晶体摘出手術及び補装具としてのコンタクトレンズ等の支給に要する費用の負担を行っているところであるが、人工水晶体に要する費用について、高齢者に限定した補助制度を設け、又は自治体が行う助成事業に対する財政的援助を行うことは考えていない。